

庄内町 小中学生のスポーツ・文化活動 ガイドライン

令和8年度版



令和8年4月
山形県庄内町教育委員会

1 庄内町のスポーツ・文化活動の理念

第2次庄内町教育振興基本計画（令和8年1月策定） 〈抜粋〉

目標 よりよい生き方や社会を目指し、
多様性あふれる持続可能な地域社会を支える人づくり

方針2 個性や価値観を尊重した多様な学びの充実

施策4 「自然」「文化」「歴史」にふれる活動と未来への継承

(1) 子どもから大人まで生き生きと文化に親しむ、文化活動の推進

- ◆町民主体の文化芸術活動の促進や魅力ある文化芸術にふれあう機会を提供し、子どもから大人まで文化を創造するための環境づくりを進めます。

施策5 健康と生きがいをつくる生涯スポーツの推進

(1) 健やかに生きる生涯スポーツ構想の策定と町民のスポーツ活動の推進

- ◆関係機関や団体と連携し、スポーツ少年団活動をはじめ、年齢や性別、体力に適應した活動でスポーツに親しむ意義を積極的に広く情報発信し、スポーツ・レクリエーション活動への関心を高めます。

(2) 各種スポーツの競技力向上の支援

- ◆学校やスポーツ協会、各種目の団体等が連携し、競技力の向上を目的とした各種大会や講習会等の開催を支援します。
- ◆「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」の遵守により、部活動の地域展開の確実な実行および地域クラブ等の支援を行うとともに、適切な生活リズムをつくるための年齢に応じたスポーツ活動を、学校、地域クラブ、保護者、スポーツ少年団本部等と連携して推進します。

2 ガイドライン設定の趣旨

庄内町では、学校と地域クラブ指導者、そしてそれを支える保護者の連携によって、子どもたちがスポーツ・文化活動に取り組む環境の充実を図り、これによって、生涯スポーツ・文化活動の基盤づくりや子どもの健全育成、体力や技能の向上に大きな成果を収めてきた。

しかしながら、ガイドラインが策定された当時の庄内町では、「過度な活動による子どもの心身の疲弊（毎日帰宅が遅い、精神的負担の増加、保健室利用やケガの増加、学習への悪影響など）」、「保護者の時間的、経済的な負担の増加」、「少子化の一方でのニーズの多様化」、中学校の学校部活動における「担当教員の多忙化」に加えて「指導者確保の困難」など様々な問題が顕在化していた。

庄内町の子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化活動を実現する基盤として、子どものスポーツ・文化活動を持続可能なものとするためには、家庭・学校・地域が連携して、子どもたちのスポーツ・文化活動の望ましい姿を共有し合い、実現させていく必要がある。

庄内町では令和8年度も、国が定めるガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）（※）に基づき、小中学生を対象とした健全育成のためのスポーツ・文化活動環境を整えるために配慮すべき事項を「庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン」として設定し、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図ることとした。

※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」
（令和7年12月 文部科学省）



https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

3 本ガイドラインにおける定義

A活動 部活動（学校教育活動）

【ガイドライン遵守】

中学校において、同校の生徒をもって組織し、共通の興味や関心を追求する活動で、学校の管理下において行われるもの。

・指導者

学校の教職員（学校教育法施行規則78条の2に定める部活動指導員を含む）または庄内町中学生地域クラブ登録規程に基づき登録した地域クラブの指導者（以下「地域クラブ指導者」という。）で、かつ中学校から委嘱等を受けた者が指導にあたる。部活動の指導者は、校長の方針のもと国、庄内町教育委員会及び学校が作成したガイドラインを遵守する。

B活動 支援クラブ活動（保護者会活動）

【ガイドライン遵守】

部活動を充実させることを目的とする活動で生徒が任意に参加する。（保護者からの同意のうえ、本人から確認書などを提出してもらい本人の意向を確認することが望ましい）

各部の保護者会の責任のもと、保護者会と、教育委員会が委嘱した地域クラブ指導者が指導にあたる活動。

・指導者

支援クラブを結成した保護者会と、教育委員会が委嘱した地域クラブ指導者が指導にあたる。顧問は参加しない。校長の方針のもと国、庄内町教育委員会及び学校が作成したガイドラインを遵守する。

⇒ 令和8年度より廃止

中学校長許可のもとで保護者会の責任で活動するB活動は令和7年度末をもって廃止し、令和8年度からはC-1活動（地域クラブ活動）で活動。

C活動 その他の活動（生涯スポーツ・文化活動）

少子化の中でも、将来にわたってスポーツ・文化活動に継続して取り組みたい生徒、または競技力や技能の向上等、さらにスポーツ・文化活動を充実させたいと希望する生徒が、保護者の責任において任意に参加するもので、地域（庄内町内外問わず）の社会人が設置する。

また本町においては、C活動を以下の通り定義するものとする。

■C-1 活動（地域クラブ活動）

【ガイドライン遵守】

C-1 活動については本ガイドラインを遵守するものとする。

- (1) 庄内町中学生地域クラブ登録規程（以下「規程」という。）により登録した団体（以下「認定地域クラブ」という。）の活動
（コメっちわくわくクラブ「中学生クラブコース」の活動を含む）
- (2) 庄内町スポーツ協会に加盟する団体の活動
- (3) 中学生が参加するスポーツ少年団活動
- (4) 響ホール事業推進協議会が育成団体として認める団体の活動

・指導者

団体の代表者に任命された指導者

認定地域クラブの活動においては、規程に基づく申請の際に届け出た指導者とする。

スポーツ少年団の指導者については、所定の講習等を受けた認定指導者が指導にあたる。国、庄内町教育委員会及び庄内町スポーツ少年団本部が作成したガイドラインを遵守する。

■C-2 活動（競技力向上を主目的としたチーム、スクール等）

【ガイドライン遵守協力依頼】

C-1 活動以外の全てのC活動とし、「ガイドライン設定の趣旨」、並びに中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化活動としての質の担保等の観点から、その遵守について協力を求めるものとする。

・指導者

団体の代表者に任命された指導者

D活動 スポーツ少年団活動

【ガイドライン遵守】

主に小学生を対象とし、学校管理下の外で、地域単位等で組織される活動。

・指導者

所定の講習等を受けた認定指導者が指導にあたる。国、庄内町教育委員会及び庄内町スポーツ少年団本部が作成したガイドラインを遵守する。

各活動の定義（まとめ）

活動		ガイドライン	責任	許可	指導
A活動		遵守	校長	—	学校管理下で教員（部活動指導員含む）、地域クラブ指導者、学校委嘱指導者
B活動		遵守	保護者会	校長	地域クラブ指導者
令和7年度をもって廃止					
C活動	C-1	遵守	団体代表者	—	団体に任命した指導者、所定の講習等を受けた認定指導者
	C-2	遵守への協力を求める	団体代表者	—	団体に任命した指導者
D活動		遵守	団体（スポ少）	—	所定の講習等を受けた認定指導者

4 3つのガイドラインの作成者と対象、連携

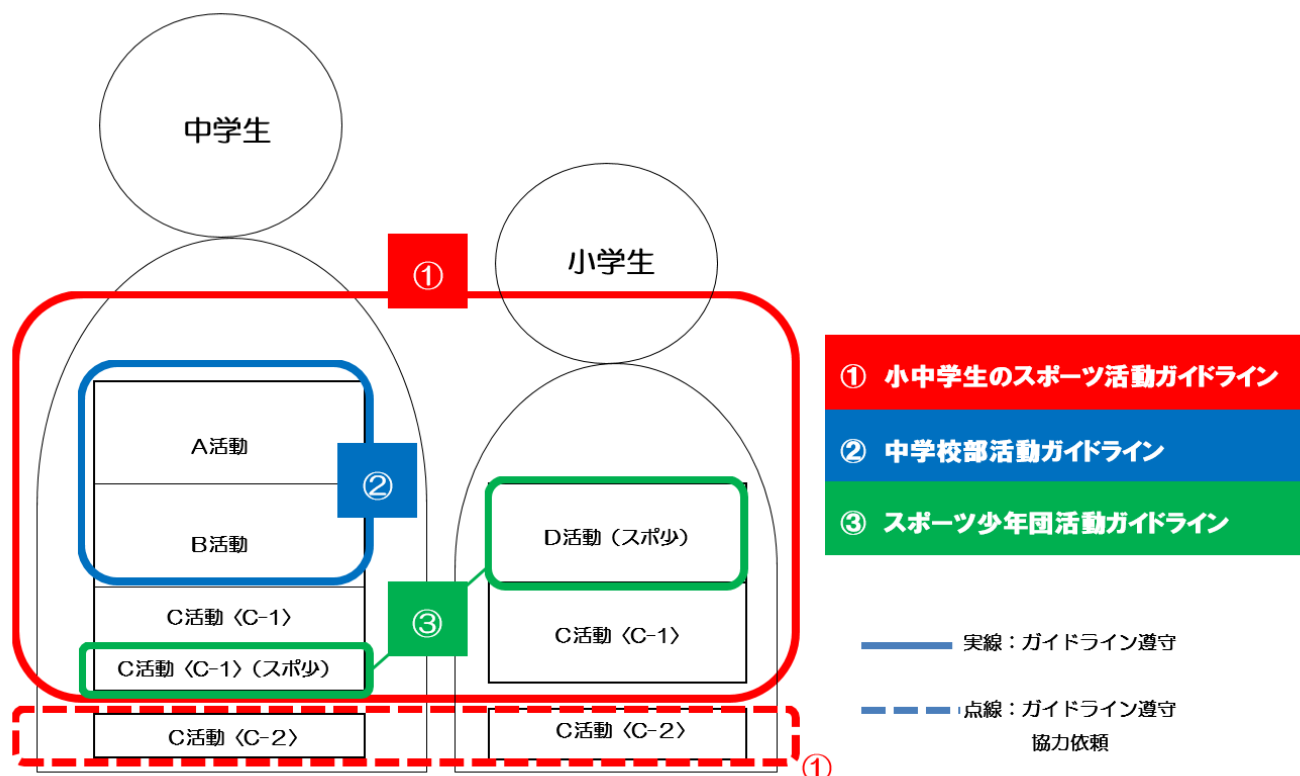
・庄内町教育委員会が「3つのガイドライン」を定める理由

ガイドライン策定時、庄内町の子どもの中には、部活動の他に保護者会活動やその他の練習を一日に重複して行い、練習過多になり心身共に疲れている生徒が見られた。そこで庄内町教育委員会は、各活動主体が一人の生徒の立場から適切なスポーツ・文化活動の時間を考えて活動できるように、**A**部活動だけでなく、**B**支援クラブ活動（令和7年度をもって廃止）、**C**その他の活動、**D**スポーツ少年団活動という小中学生が関わる活動に共通する3つのガイドラインを策定することとした。

名 称	作成団体	遵守対象
① 庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン	教育委員会	A・B・C-1・D活動
② 中学校部活動ガイドライン	町立各中学校	A・B活動
③ 庄内町スポーツ少年団活動ガイドライン	スポーツ少年団本部	D・C-1活動

※C-2については、ガイドライン遵守の協力依頼対象。

※B活動は令和7年度をもって廃止。



5 小中学生のスポーツ・文化活動における活動時間、休養日等

小中学生の心と体の健康に配慮し、医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ・文化活動時間に関する研究も踏まえて策定された国ガイドラインの規定に基づき、庄内町教育委員会は以下の基準を定める。

・各活動の関係について

前項で定義した各活動については、各々独立した活動とし当該活動への参加状況等が、ほかの活動へ影響するものであってはならない。

・活動時間について

活動時間には、準備や片付け、ミーティングの時間も含むものとし、活動時間内に全てを終えるものとする。また、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※参照 別紙「庄内町立体育施設利用方法について（依頼）」

【中学生の基準】

A部活動およびCその他活動が連携し、トータルで下記の時間になるようにする。

中学生	活動時間の基準			夜間練習 21:00まで
	平日	A+C 活動	2時間程度	
	休日	A+C 活動	3時間程度	

活動を連続して行う場合は、活動の区切りを明確にする。

【小学生の基準】

小学生	活動時間の基準			夜間練習 20:30まで
	平日	D+C活動	1.5~2時間程度 (低学年1~1.5時間)	
	休日	D+C活動	3時間上限 (低学年1~1.5時間)	

・休養日について

区分	休養日	平日	休日
中学生 (A+C活動トータル)	週2日以上	1日以上 (月曜日推奨)	土日どちらか
小学生 (D+C活動トータル)	週4日以上	3日以上	土日どちらか

【中学生】

庄内町では毎週月曜日（祝祭日を除く）を「中学生の休養日」とし、原則スポーツ・文化活動を行わないようにする。

長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けるようにする。

【小学生】日曜日の通常練習は極力行わない。

・振替休養日について

土日続けての練習（練習試合含む）は行うことができない。ただし、休日に開催日が決められているために日程調整ができない強化練習や大会参加等で**土日連続活動**した場合は、休養日をその翌週のほかの日に振替える。なお、土日連続活動が数週にわたり続くようなことがないように配慮する。

振替休養日 の基準	中学生	各中学校のガイドラインに基づく日とする
	小学生	原則、翌日以降の直近練習日とする

・活動自粛基準について

- 【1】 中学校定期試験前の諸活動停止期間は、学習に向かえるように配慮する。
- 【2】 指導者・保護者とも活動場所に不在の時は、安全上の配慮から活動を行わない。
- 【3】 気象警報発令時や、学校で一斉下校とした時は活動を行わない（夜間に気温が下がった場合も実施不可）。また、WBGT（暑さ指数とも言われる）31℃以上のときは原則活動を行わないなど、熱中症予防運動指針に沿って判断する。
- 【4】 学校で法定伝染病等が流行し、諸活動停止になった時は、活動を行わない。学年閉鎖や学級閉鎖の場合は、当該学年または学級の児童生徒は活動を行わない。なお、当該児童生徒のきょうだいの活動については、感染拡大防止等に配慮するものとする。
- 【5】 その他の安全確保が困難な状況等、特別な事情がある場合は活動を行わない。

・遠征、合宿について

遠征・合宿については小中学生の心身の状況に配慮し、過度に家庭の経済的な負担にならないように、十分配慮する。

A部活動については庄内町学校管理規則により、**県外および宿泊を伴う活動は、教育委員会に届け出なければならない。**

C-1地域クラブ活動においても、学校と活動計画を共有し、共通認識、連携を図る。

・児童生徒の安全・安心の確保

- (1) **A・C・D活動**代表者、指導者、保護者及びその関係者は、事故や暴力・暴言・ハラメント等の不適切行為の防止に努める。
- (2) **A・C・D活動**代表者は、事故等が発生した場合の対応や責任の所在の明確化、また事案発生後の対応や再発防止に努める。
- (3) **A・C・D活動**代表者は、会員や指導者のケガ等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するものとする。
- (4) **A・C・D活動**代表者は、活動場所の施設設備についての安全点検に努める。

- (5) **A・C・D活動**代表者は、定期的に会員の心身の健康状態をチェックし、「スポーツ障害」や「燃え尽き」の予防に努める。
- (6) **A・C・D活動**代表者は、小中学生の活動が安全に行われるよう、必ずその責任と管理下のなかで活動を行うこととする。（指導者や保護者の不在時、子供たちだけの活動により事故等が発生するといったことがないよう、指導や見守りの確実な体制を図る）
- (7) 教育委員会及び指定管理者は、スポーツ・文化施設の安全点検に努める。
- (8) 教育委員会は、**A・C・D活動**の運営上における安全管理についての啓発を行う。

6 責務と連携

・中学校の責務

部活動を地域展開した場合にも、学校と地域クラブの関係が切り離されるものではなく、地域クラブとその生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要である。

- (1) 中学校は、地域クラブ活動の活動方針や活動状況の把握に努めるとともに、部活動の活動状況を地域クラブに情報提供することに努め、部活動と地域クラブ活動のトータルで児童生徒に過度な負担にならない適切なスポーツ・文化活動が展開されるように努める。
- (2) 中学校は、国ガイドラインと町ガイドラインに基づき、学校ガイドラインを作成する。学校、地域クラブ指導者、保護者会の連携を図り、理解を深め、ガイドラインの遵守に努める。また、PDCAサイクルによって、適切に学校ガイドラインの改善を図る。
- (3) 中学校は、テスト期間、伝染病の流行及び気象状況による一斉下校等により部活動を自粛または停止するときには、その旨を地域クラブ及び教育委員会に情報提供し、活動自粛または停止の共通理解を得るようにする。
- (4) 中学校は、保護者の理解と協力を得るため、生徒や保護者向けに部活動及び地域クラブの体制に関わる説明を行う。
- (5) 中学校は、学校単位の部活動と地域クラブ活動の連携を深めるため、部活動・地域クラブ連絡協議会等の設置についてリーダーシップをとるものとする。

・庄内町中学生地域クラブ代表者の責務

- (1) 地域クラブ代表者は、地域クラブ活動が「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域による持続可能な活動であることを、全構成員に周知する。
- (2) 教育委員会との連携により、地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有するとともに、指導の一貫性を確保す観点から緊密な連携を図る。
- (3) 教育委員会と学校の方針に基づき、町ガイドラインと学校ガイドラインを遵守する。

- (4) 県外および宿泊を伴う活動については、実施計画を学校と共有するなど、活動状況やスケジュールの共有に努める。
- (5) 度重なる遠征の実施などで、過度に家庭の経済的負担にならないように配慮する。

・スポーツ少年団本部の責務

- (1) スポーツ少年団本部は、本ガイドラインについてスポーツ少年団本部が主催する各種研修会等において周知を図る。
- (2) スポーツ少年団本部は、教育委員会及び学校との連携・調整を図る。
- (3) スポーツ少年団本部は、各単位団のガイドラインに準じた活動状況の把握に努めるとともに、必要に応じ指導を行う。

・指導者の責務

- (1) 人格形成に寄与する指導を大切にし、勝利至上主義にならないよう努める。
- (2) 子どもの心身の健康に配慮し、発育発達に応じた適切な指導を行うよう努める。
- (3) 子どもや保護者、学校との連携によりコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。
- (4) 体罰（暴力・暴言）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）など行き過ぎた指導を行わないよう努めるとともに、いじめ等の防止に努める。
- (5) 各団体の指導者は町教育委員会の方針を理解し、町ガイドラインを遵守する。
- (6) 度重なる遠征の実施などで、過度に家庭の経済的負担にならないように配慮する。

・保護者の責務



- (1) 子どもの能力、体力及び心身の健康を把握し、発育発達に応じて子どもに過度な負担にならない適切なスポーツ・文化活動に参加できるように努める。
- (2) 「子供ファースト」の考え方のもと、保護者はその支援・サポートという役割を再認識するとともに、指導者や学校、保護者間のコミュニケーションを積極的にとり、良好な関係を築くよう努める。
- (3) 地域クラブ活動の活動・運営に関し、代表者や指導者とともに積極的に携わり、子供たちが継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会の確保・充実に努める。
- (4) 本ガイドラインの対象（ACD活動）以外の活動に子どもを参加させる場合は、本ガイドライン設定の趣旨を十分に踏まえたうえで、保護者の責任のもとで行う。

・教育委員会の責務

- (1) 教育委員会は、本ガイドラインについて認定地域クラブや庄内町スポーツ少年団本部、庄内町スポーツ協会、町立小中学校等関連する団体への周知を図る。また、本ガイドラインに改善すべき点があった場合は、速やかに改善を図る。
- (2) 教育委員会は、小中学生の適切なスポーツ・文化活動が行われるように、指導者の資質向上のための指導者講習会等を開催し、研修の場を積極的に設ける。

(3) 次項のようなPDCAサイクルを活用して課題の改善を図る。また、あらゆる機会を通じて庄内町小中学校のスポーツ・文化活動の指導理念や本ガイドラインの周知を図り、人格形成を重視した適正な活動の推進に努める。

7 庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン PDCA サイクル

小学校	中学校
P lan (各種ガイドラインの策定・確認) 春	
(教委・スポ少本部・各中学校) 毎年度 各種ガイドラインの策定	
各種ガイドラインの確認	
(スポーツ少年団本部主催) 庄内町スポーツ少年団 研修会 庄内町スポーツ少年団 総会	(各中学校) 部活動・地域クラブ連絡協議会等
D o (ガイドラインに沿った運用) 通年	
C heck (活動状況・ガイドライン改正点の確認) 秋	
(各小学校) スポ少等との連絡協議会等	(各中学校) 部活動・地域クラブ連絡協議会等
(教委主催) 地域クラブ指導者等研修会 (※スポ少研修会) 町ガイドライン改正点などの検討・意見集約	
A ction (ガイドラインの改正) 冬	
(教委主催) 【毎年度開催予定】庄内町部活動改革実行協議会 (必要に応じ) 町ガイドラインの改正	
	
スポ少ガイドラインの改正	中学校ガイドラインの改正

8 部活動改革及び地域クラブ活動の推進

令和5年度にスタートした部活動改革に関する「改革推進期間」において、最終年となる令和7年度までに指導者や保護者、学校、競技団体等関係各位のご理解とご協力のもと多くの部活動・クラブが地域クラブへと地域展開し、一定の成果を得ることができた。

そうした中、中学生世代の人口は更なる減少が続いており、依然として学校部活動を巡る状況は、厳しくなっている。今後も、中長期的に少子化が続いていく見込みであり、このタイミングで改革を加速させなければ、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を保障できなくなってしまうことが懸念される。

令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、文部科学省では、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとした。

本ガイドラインは、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、「改革実行期間」における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国ガイドラインに基づき、町としての基本的な考え方や具体的な取組方針等を示すものである。

・部活動改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

※「地域展開」／生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること

「地域連携」／学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること

・改革期間

令和5年度～7年度

改革推進期間



令和8年度～令和10年度

改革実行期間（前期）

令和11年度～令和13年度

改革実行期間（後期）

・取組方針

休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進

【庄内町】
休日、平日とも
令和7年度末まで地域展開

・認定制度

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【庄内町】
庄内町中学生地域クラブ登録制度の実施

【主要要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/低廉な参加費/指導体制（不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/安全確保/学校等との連携

・地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制 ▶取組方針の提示・周知広報等

▶町：改革の責任主体（包括的な企画・調整、地域クラブの認定、運営団体への支援・指導助言等）

▶適切な推進体制（コーディネーターの配置、関係者による協議会設置）

▶生徒が所属する中学校等との連携（活動方針等の共通理解、指導の一貫性、生徒・保護者への周知）

▶関係団体等・大学・民間企業との連携等

【庄内町】
庄内町部活動改革実行協議会

各種課題への対応

① 運営団体・実施主体の体制整備等

（持続的・安定的に生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を提供等）

② 指導者の確保・育成

（適切な資質・能力を備え、保護者・生徒等から信頼される指導者による良質な指導の確保等）

③ 活動場所の確保

（地域クラブ活動における活動場所確保、優先活用等）

④ 移動手段の確保

（地域クラブ活動に参加する生徒のニーズ把握、地域公共交通との連携等）

⑤ 生徒の安全確保

（事故や暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等不適切行為の防止徹底と発生時の責任の所在明確化・迅速丁寧な事後対応、保険加入等）

⑥ 障害のある生徒の活動機会の確保

（障害の有無に関わらず、生徒が希望する活動を選択できる環境整備、障害の特性に応じた配慮や工夫等）

ニーズ反映・参画促進等

- 生徒等のニーズの把握・反映
- 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等
- 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

・部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、地域連携として行う部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定
- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

・大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等）
- 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等）
- 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

【参考（関連リンク）】

- 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン ～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～」（令和7年12月 文部科学省）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm
- 部活動改革ポータルサイト
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>
- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm
- 運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf

- 庄内町小中学生のスポーツ・文化活動ガイドライン（庄内町公式ホームページ）
<https://www.town.shonai.lg.jp/kurashi/kosodate/kyoikuiinkai/2019-0221-1602-123.html>
- 庄内町部活動改革関連情報（庄内町公式ホームページ）
<https://www.town.shonai.lg.jp/kurashi/kosodate/bukatudoukaikaku/index.html>



(写)

社教発第169号
令和8年2月3日

定期利用団体 各位

庄内町教育委員会
教育長 佐藤 真哉

庄内町立体育施設利用方法について（依頼）

標記の件について、庄内町ではスポーツ庁が策定する「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の遵守、並びにより多くの皆さんから町立体育施設を利用していただくため、平成30年度から下記のとおり町立体育施設の利用方法を変更させていただいているところです。

また昨年12月には、全国的に進められている部活動改革についての規定も加えた新たなガイドライン「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」も策定され、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて取り組みが進められることとなっています。

つきましては、引き続き下記による体育施設利用について、ご理解とご協力をお願いします。

記

- (1) 町立体育施設（町立学校施設含む）の利用時間を定期利用団体1日につき原則3時間以内とします。（同一団体において、年齢別等で利用時間が異なる場合は除きます。）
※中学校部活動、地域クラブ活動（または部活動支援クラブ活動）の両方がある団体は、各活動の合計時間となります。
※活動時間には、準備や片付け、ミーティングの時間も含むものとし、活動時間内に全てを終えるものとします。
※できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるようご協力をお願いします。
- (2) 町立体育施設は、毎週月曜日（祝祭日を除き）中学校部活動および地域クラブ活動での利用は原則できません。
- (3) 町立体育施設は、毎週日曜日においては、定期利用団体による一般利用は原則できません。（日曜日の利用は一般利用者の利用を優先）
- (4) 町立体育施設の鍵の貸出は、原則午前8時30分からとなります。なお、大会等で午前8時30分前に鍵が必要な場合は、予め、鍵の貸出先との調整をお願いします。

※定期利用…各施設において週に1回以上、利用を許可されている利用
一般利用…定期利用以外の利用

イベント・大会・練習試合・合同練習会等で上記(1)～(4)によらず利用したい場合は、利用申請の際に内容がわかる資料を添付し、あらかじめ施設管理者の許可を得てください。

【お問い合わせ先】
庄内町教育委員会社会教育課
TEL:0234-43-0194

